重要事項説明書

通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業

（令和 8 年 6 月 1 日現在）

社会福祉法人　八千代美香会
デイサービスセンターブレーメン習志野

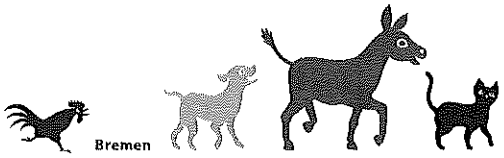

１．事業目的

指定通所介護事業、または指定介護予防・日常生活支援総合事業(以後総合事業と記す)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態及び要支援状態の高齢者、または事業対象者に対し、適正な指定通所介護または指定総合事業のサービスを提供することを目的とします。

２．運営方針

①ご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、介護予防のための効果的な支援に努めます。
②生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
③事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めます。
④ご利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともにその従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
⑤サービスの提供に当たっては、介護保険関連情報その他必要な情報を活用し適切かつ有効に行うように努めます。

３．概要

(1)　提供できるサービスの種類と地域

名　　称	デイサービスセンターブレーメン習志野
管 理 者	輕部　快仁
所 在 地	千葉県習志野市東習志野２丁目１０番３号
電話番号	０４７－４７０－５５１１
介護保険指定番号	千葉県　第１２７２１０１２３７号
提供サービスの種類	通所介護　総合事業
サービスを 提供する対象地域	習志野市　八千代市　船橋市

（2）営業日・営業時間

営業日	元旦を除く月曜日から土曜日(祝祭日を含む)
営業時間	午前８時００分　～　午後５時４５分

（3）設備

定　　員	３５名	静養室	１室
食堂兼 機能回復訓練室	１室　１０６．５６㎡	相談室	１室
浴　　室	一般浴槽・特殊浴槽	送迎車	５台

（4）職員体制

	資　　格	業務内容	計
管　理　者	介護福祉士等	従業者の管理、指導、常務の管理	１名
生活相談員	介護福祉士等	相談業務、介護計画書の作成	２名以上
機能訓練 指導員	理学療法士・ 看護職員等	機能訓練の計画・評価	１名以上
看護職員	看護職員等	健康観察等の看護業務	１名以上
介護職員	介護福祉士等	介護計画に基づいた介護業務	５名以上

（5）非常災害対策

別途定める『消防計画』により対応致します。

防火管理者　：　宍倉　一麻　　管轄消防署　：　習志野市中央消防署

防火設備は次の通りです。尚、カーテン等には防災適合品を使用しています。

・自動火災報知器　・誘導灯　・非常通報装置　・屋内消火栓
・防火扉　・ガス警報器　・スプリンクラー　・避難階段

非常災害に関する計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し具体的な対応方法を定期的に従業員並びにご利用者及びその家族等に周知し定期的に必要な訓練を行います。

訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるように連携を致します。

非常災害や感染症の発生時においてサービスの提供を継続的に実施すること、および非常時の体制で早期業務再開を図るための計画を策定し必要な措置を講じます。

従業員に計画の周知とともに必要な研修及び訓練を定期的に実施していきます。

４．サービス内容

①送迎

リフト付きバス等により送迎致します。送迎時刻をお知らせ致しますが、道路状況等により多少前後致しますのでご了承下さい。

迎え	１便 ２便	午前８時００分　ブレーメン習志野発 午前９時００分　ブレーメン習志野発
送り	１便 ２便	午後４時１５分　ブレーメン習志野発 午後５時１５分　ブレーメン習志野発

※他の時間のご希望については家族送迎にてお願い致します。

契約時、または利用日の前日に、おおよその送迎バス到着時刻をお知らせします。ただし、利用日当日の送迎利用者の状態や、道路状況等により多少時間が前後致しますのでご了承下さい。

送迎の連絡をする電話番号は主に 090-6549-4650 もしくは 047-470-5511 です。事前に登録をしておいていただくとスムーズに対応できますのでご協力お願いします。

②食事

昼食を提供致します。歯の具合や健康状態によって主食はご飯と全粥、おかずは常食、刻み、極刻み、ミキサー食をご用意致します。各季節のメニューや行事食も取り入れています。

③介護計画によるサービスの提供

ご利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するようその目標を居宅サービス計画に沿い設定し計画的にサービスの提供を行います。

その内容について利用者またはそのご家族に対して説明を行い同意を得ます。

④アクティビティ（選択制）

レクリエーション、ゲーム、工芸、創作活動等により、心身のリフレッシュを図ります。

⑤各種選択制の個別サービス

個別機能訓練、口腔機能向上、入浴 等、介護計画により設定する事でサービスの利用が可能です。

⑥生活相談

ご利用者やご家族に対して生活や介護等についての相談を行います。

５．料金

（１）デイサービス利用料

①基本利用料（地域区分：４級地　１単位 10.54 円　一割負担の場合）

	１ヶ月あたりの利用料金	介護保険適用時の １ヶ月あたりの自己負担額
要支援１	１８，９５０円	１，８９５円
要支援２	３８，１６５円	３，８１７円
	１日あたりの利用料金	介護保険適用時の １日あたりの自己負担額
要介護１	６，６２９円	６６３円
要介護２	７，８４１円	７８５円
要介護３	９，０７４円	９０８円
要介護４	１０，３２９円	１，０３３円
要介護５	１１，５６２円	１，１５７円

②各種サービス加算

それぞれのサービスを受けた場合のみ加算されます。

	総合事業１ヵ月あたりの料金	総合事業介護保険適用時の料金	通所介護利用対象　一回あたりの料金	通所介護利用対象　介護保険適用時の料金
サービス提供体制強化加算Ⅲ	要支援１：２５２円 要支援２：５０５円	要支援１：２６円 要支援２：５１円	６３円	７円
ADL 維持等加算Ⅰ	３１６円	３２円	３１６円 （１ヵ月）	３２円 （１ヵ月）
ADL 維持等加算Ⅱ	６３２円	６４円	６３２円 （１ヵ月）	６４円 （１ヵ月）
科学的介護推進体制加算	４２１円	４３円	４２１円 （１ヵ月）	４３円 （１ヵ月）
口腔機能向上加算Ⅰ	１５８１円	１５９円	１５８１円 （月２回）	１５９円
個別機能訓練加算Ⅰ-イ	—	—	５９０円	５９円
入浴介助加算Ⅰ	—	—	４２１円	４３円
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定単位数の 11.8%を加算で算定いたします。※所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定から除外いたします。			
食費	７６０円			
その他	おむつ代、貸衣類代（返却のない場合のみ）、外出行事にかかる費用、レクリエーション　にかかる費用等は自己負担となります。			

・総合事業を提供した場合の利用料の額は事業を担当する地方公共団体が定める基準によるものとし、当該総合事業が法定代理受領サービスである時の利用者負担額は介護保険負担割合証に記載の額とします。
・通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載の額とします。
・介護保険法の改訂や物価高　等、その他やむを得ない事情により料金が変更となる場合がございます。その際は文書にて通知いたします。
・介護保険適用時の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦１日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日、市町村介護保険担当課に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

（２）支払方法

ご利用者には自動引き落としのご協力をお願いしております。自動引き落としに関しましては、ゆうちょ銀行をはじめ多くの金融機関からの引き落としが可能となっております。

【自動引き落とし】

毎 10 日前後に前月利用分の請求書を発行し、翌月の４日（土日祭日等の金融機関休業の場合は翌営業日）に自動引き落としが行われ、ご入金確認後領収書を発行致します。

【例】４月にサービスを利用した場合・・・
・5 月 10 日前後に 4 月分サービス利用料請求書配布
・6 月 4 日(日曜祝祭日の場合は翌営業日)にご指定口座より 4 月分サービス利用料自動引き落し
・ご入金確認後 4 月分サービス利用料の領収書発行

６.サービス利用にあたっての留意事項

①事業者はサービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得させていただきます。
②ご利用者は、他のご利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利、機会等を侵害してはいけません。
③ご利用者は、事業所の設備・備品等の使用にあたり、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとします。
④事業者は、ご利用者の重大な過失により、ご利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとします。
⑤サービスの利用中は職員の配置等、十分な注意を払ってはいますが、転倒や誤嚥等の事故を必ず防ぐことはできないことをご理解ください。

⑥キャンセル料はいただいておりませんが、急に具合が悪くなった時等、急遽サービスを中止する場合には送迎車出発時刻前までにご連絡下さい。また、サービス利用中に急に具合が悪くなった際は、迎えに来ていただくことや、緊急を要する場合は救急隊の要請など必要な対応をさせていただきます。

⑦当日の持ち物

連絡ファイル　　・薬（利用時間中必要とされる方） ・歯ブラシ（必要に応じて）・着替え（必要に応じて） ・着替えたものを入れるビニール袋２枚（入浴される場合）

※靴やカバンを含め、持参される持ち物には全て記名をお願いいたします。

⑧利用者またはその家族等が事業者に対して、暴言や暴力や威圧的な態度、過度または不当な要求、長時間の拘束、性的な言動や行為 等をおこない、利用者に適切な介護サービスの提供が困難と判断した際はご利用を終了する場合があります。

7．勤務体制の確保

1．ご利用者に対して、適切なサービスを提供できるよう従業者等の勤務体制を定めます。

2．従業者等の資質向上を図るため研修の機会を設けます。その際、介護に携わる職員のうち、医療・介護関係の資格を有さない者について、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置をとるものとします。

3．職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

8．第三者評価の実施状況

あり	実施日	年　　月　　日
	評価機関名称	
	結果の開示	あり・なし
なし		

９．サービスに関する相談窓口
電話　０４７－４７０－５５１１（午前９時～午後５時４５分まで）
担当　管理者　　輕部　快仁

１０．サービスに関する苦情等
社会福祉法第８２条の規定により、本事業所ではお客様からの苦情に適切に対応する体制を整えています。本事業所における苦情解決責任者及び第三者委員を設置し、苦情解決に努めることと致します。

電話　０４７－４７０－５５１１（午前９時～午後５時４５分まで）

苦情解決責任者	施設長	宍倉　一麻	
苦情解決受付担当者	管理者	輕部　快仁	
苦情解決第三者委員		宮嵜　弘	(TEL047-482-8498)
苦情解決第三者委員		小川　英明	(TEL047-431-1421)

その他当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

習志野市役所	介護保険課	電話：０４７－４５１－１１５１
千葉県国民健康保険団体連合会		電話：０４３－２５４－７４２８

重要事項等説明の確認書

令和　　年　　月　　日

事業者
［法 人 名］　社会福祉法人　八千代美香会
［事業所名］　デイサービスセンターブレーメン習志野
［住　　所］　千葉県習志野市東習志野２丁目１０番３号
［指定番号］　千葉県知事指定　第１２７２１０１２３７号
［代表者名］　理事長　　綱　島　照　雄

通所介護等のサービス提供に際し、本書面に基づき利用者に対し重要事項を交付し説明を致しました。

説明者　　〔職　　名〕

〔氏　　名〕

本書面に基づいて事業者から重要事項の交付及び説明を受け、通所介護等のサービス提供開始に同意しました。

利用者　　〔住　　所〕

〔氏　　名〕

利用者代理人　　〔住　　所〕

〔氏　　名〕

（利用者との続柄　　）